

除染廃棄物の搬出について

平成27年2月より次のとおり除染廃棄物の搬出を実施しています。
安全な積載、交通安全に十分注意してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

実施主体	除染廃棄物	搬出先
町	可燃物 (搬出済)	伊達地方衛生処理組合仮設焼却施設 (福島県伊達市霊山町石田地区)
国(環境省)	不燃物	中間貯蔵施設 (福島県双葉郡双葉町)

※山木屋地区の除染廃棄物(可燃物)は、国(環境省)が実施主体

○除染廃棄物(可燃物)の保管数量と搬出数量(平成31年4月末現在)

地区名	保管数量(袋)	搬出数量(袋)	残数量(袋)
鶴沢地区	4,614	4,614	0
小神地区	9,037	9,037	0
福沢地区	15,800	15,800	0
福田地区	18,371	18,371	0
小島地区	27,865	27,865	0
飯坂地区	16,568	16,568	0
大綱木地区	5,720	5,720	0
小綱木地区	19,845	19,845	0
山木屋地区	189,783	108,764	81,019
合計	307,603	226,584	81,019

○除染廃棄物(不燃物)の保管数量と搬出数量(平成31年4月末現在)

地区名	保管数量(袋)	搬出数量(袋)	残数量(袋)
鶴沢地区	6,206	0	6,206
小神地区	10,851	0	10,851
福沢地区	13,485	12,468	1,017
福田地区	19,047	0	19,047
小島地区	23,440	0	23,440
飯坂地区	16,336	2,124	14,212
大綱木地区	10,112	10,112	0
小綱木地区	8,145	2,050	6,095
山木屋地区	442,144	65,574	376,570
合計	549,766	92,328	457,438

(問い合わせ 原子力災害対策課除染対策係 電話 566-2111 内線 1706)

中間貯蔵施設への除染廃棄物（不燃物）搬出作業の実施について（小神地区第2仮置場）

小神地区第2仮置場（小神字雷地内）から中間貯蔵施設へ約8,800袋の除染廃棄物（不燃物）の搬出を令和元年6月上旬から12月上旬まで実施します。

今回の搬出作業をもって、小神地区第2仮置場で保管していた除染廃棄物の搬出が全て完了します。

引き続き除染廃棄物の搬出作業に関しましてご理解とご協力をお願いします。

搬出作業内容

作業業者：大成・日本国土・佐藤工業特定建設工事共同企業体

搬出車両：大型車両（10tダンプトラック）

搬出時間：午前8時30分～午後5時

※現場内作業時間は午前7時～午後5時

※原則、日曜日、お盆及びお彼岸期間の搬出作業なし

※雨天等により期間の短縮又は延長の可能性あり



（問い合わせ 原子力災害対策課除染対策係 電話 566-2111 内線 1706）

中間貯蔵施設への除染廃棄物（不燃物）搬出作業の実施について（飯坂地区第3仮置場）

飯坂地区第3仮置場（飯坂字新田山地内）から中間貯蔵施設へ約2,400袋の除染廃棄物（不燃物）の搬出を令和元年6月上旬から9月上旬まで実施します。

今回の搬出作業をもって、飯坂地区第3仮置場で保管していた除染廃棄物の搬出が全て完了します。

引き続き除染廃棄物の搬出作業に関しましてご理解とご協力をお願いします。

搬出作業内容

作業業者：鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体

搬出車両：大型車両（10tダンプトラック）

搬出時間：午前8時30分～午後5時

※現場内作業時間は午前8時～午後5時

※原則、日曜日、お盆期間の搬出作業なし

※雨天等により期間の短縮又は延長の可能性あり

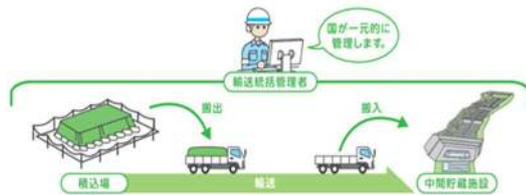
輸送ルート



（問い合わせ 原子力災害対策課除染対策係 電話 566-2111 内線 1706）

1 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送対象物（除去土壌等を入れた全ての大型土のう袋等）に内容物や重量などが分かるタグ（札）を付け、全数管理します。
- 輸送車両の状況はGPS※で常時把握し、万が一問題が生じた場合もすぐに対応できるようにします。
※GPS：数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、受信者が現在位置を知るシステム。
- 上記情報を環境省と環境省の委託業者（JESCO※）が一元的に管理し、安全な輸送を行います。
※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（政府全額出資の特殊会社）



〈除去土壌等の輸送車両の走行状況〉

2 除去土壌等の流出防止対策

- 除去土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送します。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込みます。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止します。



3 運転者等の教育

- 輸送作業に従事する前に、輸送車両の運転者等に対して教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高めます。



4 中間貯蔵施設敷地内におけるスクリーニング

- 輸送車両が中間貯蔵施設敷地内から退出する前には放射線量を測定（スクリーニング）し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底します。



環境省 「除染と中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口」

フリーダイヤル： 0120-027-582 （受付時間 9:30～18:15 ※日・祝日除く）